

神奈川県立横浜修悠館高等学校の施設開放について

1 施設開放について

横浜修悠館高等学校では、学校運営に支障のない範囲で学校施設を地域住民の身近な活動の場として開放しています。

利用を希望される方はこの記載事項をお読みいただき、申し込んでください。

2 開放施設の利用日・利用時間について

施設名	利用日	利用時間	備考
グラウンド	土曜、祝日	6:00~17:00	※1
テニスコート	土曜、祝日	6:00~17:00	
体育館	土曜、祝日	9:00~21:00	※2
	日曜~金曜	19:00~21:00	
武道場 (体育館1階)	土曜、祝日	9:00~21:00	
	日曜~金曜	19:00~21:00	
作法室	土曜、祝日	9:00~17:00	
ミーティングルーム (体育館1階)	土曜、祝日	9:00~17:00	
	日曜~金曜	19:00~21:00	
トイレ (体育館1階)	利用施設の利用時間帯		

※1 硬式野球は設備（ネット）が対応していないため、利用申込みは御遠慮願っております。

※2 室内でのフットサルは施設（床）が対応していないため、利用申込みは御遠慮願っております。

3 施設の利用方法について

- (1) 初めて利用申込みをする方は、「利用者名簿（様式2）」を学校に提出して登録をしてください。
「利用者名簿」は、その内容に変更が生じたとき及び毎年度当初にその内容を更新して提出してください。
- (2) 施設の利用を希望する団体は、利用希望する月の前月の15日までに「施設利用申込書（様式1）」を本校に提出してください。
- (3) 初めて施設を利用する前に、利用方法等について本校担当者が説明いたしますので、説明を希望する日時を本校に連絡してください。

4 施設の利用調整結果について

- (1) 利用希望する月の前月の25日までに利用調整した上で、25日（この日が休日の場合は休日明けの日）以降、利用承認できた団体に「施設利用承認書」によりお知らせします。
- (2) FAXを希望される方には施設利用承認書を事前に送信し、後日原本を受領してください。
- (3) 施設の利用承認を受けた団体の責任者は、利用の際必ず「施設利用承認書」を提示してください。
また、利用に当たっては、「7 施設利用に当たっての注意事項」を遵守するとともに利用終了後に施設利用日誌に必要事項を記載して利用日当日に本校に提出してください。
- (4) 承認された後に利用できなくなった場合（キャンセル）は速やかに本校に連絡してください。
(グラウンド、テニスコートの利用で雨天等で明らかに利用できないときでも必ず本校に連絡してください。)
- (5) 承認書を交付した後も天候等やむを得ない理由のため施設を利用できなくなることがありますので、御了承ください。

5 施設利用の申込方法について

- (1) 本校の事務室窓口で申し込む場合
平日の午前8時30分～午後5時の間に「施設利用申込書（様式1）」を提出してください。
- (2) 郵送・FAXで申し込む場合
「施設利用申込書（様式1）」を
〒245-0016 横浜市泉区和泉町2563番地 横浜修悠館高等学校 事務室 施設開放担当宛
FAX番号：045-802-3773
に郵送又はFAXしてください。
「施設利用承認書」の郵送を希望される場合は、返信用封筒に住所・宛先を記載し返信用切手（82円）を貼って提出してください。

6 施設利用できる方について

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住、在勤又は在学の方
なお、次のような場合は利用承認後であっても利用をお断りいたします。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用
- (2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用
- (3) 営利を目的とした利用
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 申込内容に反する利用
- (6) その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

7 施設利用に当たっての注意事項について

学校施設は県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるように、また、生徒の教育活動の妨げにならないように、次のことを守って利用してください。

- (1) 県立学校は全面禁煙です。
- (2) 指定された利用施設以外の場所には立ち入らないでください。
- (3) 利用承認された時間は厳守してください。
- (4) 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻してください。
- (5) ゴミは放置せず、全て各自でお持ち帰りください。
- (6) 利用に当たって事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- (7) 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、速やかに学校警備員（事務室在室）に連絡するとともに「施設・設備破損届（様式3）」を必ず提出してください。
- (8) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

8 利用料金について

- (1) 体育館の照明を利用した場合には、電気代実費相当額をお支払いいただきます。
1回（2時間まで）の利用につき440円、利用時間延長1時間ごとに220円追加されます。
体育館を利用した月の翌月に納入通知書を送付しますので、必ず納付期限までに納付してください。
- (2) (1)の金額を納付期限までに納付されない場合、体育館の利用申込みをされても承認をしない場合がありますので、注意してください。

9 問合せ先

神奈川県立横浜修悠館高等学校（〒245-0016 横浜市泉区和泉町2563番地）
事務室 施設開放担当
電話：045-800-3712（事務室直通）
FAX番号：045-802-3773